

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省）

制 度 名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の 12 月 31 日まで）に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後 1 年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間は、平成 22 年度までとなっている。</p> <p>現行過疎地域自立促進特別措置法が平成 21 年度末に失効するが、失効後の立法措置の動向に対応する。</p>		
	減収見込額 （平年度）	— （67 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 現行過疎地域自立促進特別措置法が平成 21 年度末に失効するが、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 過疎地域は、企業の立地選択においては不利な条件に置かれており、税制上の特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業の立地を促進するインセンティブが与えられることとなる。</p> <p>これにより、引き続き過疎地域への企業の立地が促進され、雇用の増大と所得水準の向上を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化、さらには自立を促進することが可能となる。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより UJ1 ターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現にも資するものである。</p> <p>これらのことから、過疎地域自立促進特別措置法において、特定の業務資産の買換えの場合の課税の特例がある旨規定されている。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 過疎地域は他の条件不利地域と同様、鉄道網、道路網等の交通体系等さまざまなハンディキャップを有する地域である。高齢化の進行、若年者の流出に悩む過疎地域において、企業の導入、起業の促進により産業を振興することは大きな政策課題である。過疎地域の置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切かつ不可欠であることから、過疎法においても従来に引き続き、事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する規定が設けられたところである。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	22年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画（19年11月策定、21年4月改正）】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）							
	政策の達成目標	地域の活力の低下が見られる過疎地域において、企業の導入、起業の促進により産業を振興することにより、雇用機会の拡大と所得水準の向上を図り、過疎地域の自立を促進するものとする。							
	租税特別措置の適用又は延長期間	法人税 平成23年 3月31日まで（現行適用期限） 所得税 平成23年12月31日まで（現行適用期限）							
	同上の期間中の達成目標	過疎地域内に企業を導入することにより、若者をはじめとする定住促進、雇用機会の拡大と所得水準の向上を図り、もって過疎地域の自立を促進すること。							
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	減価償却の特例							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成するものと考えられる。平成19年度の後期（H17～H21）過疎地域自立促進計画の進捗率は実績額で都道府県が65%（計画額68%）で、市町村は44%（計画額51%）である。進捗率は着実に伸びており、過疎地域の自立促進が図られている。							
	租税特別措置の適用実績	本制度の適用件数 <table border="1"> <tr> <td>件数</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>0件</td> </tr> </table>	件数	平成18年度	5件	平成19年度	2件	平成20年度	0件
	件数								
	平成18年度	5件							
	平成19年度	2件							
平成20年度	0件								
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	特例措置の適用により、引き続き過疎地域への企業の立地が促進され、過疎地域の雇用機会の拡大、所得水準の向上が図られている。								
前回要望時の達成目標	過疎地域内に企業を導入することにより、①若者定住の促進、②雇用機会の拡大を図ること、③所得水準の向上。								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	企業の導入により、若者定住やUJIターンの促進、雇用の拡大、所得水準の向上が図られているところである。 しかし、経済環境の悪化などのため、過疎地域においては地域経済が停滞し、人口も引き続き減少傾向にあるなど厳しい状況にある。								
これまでの要望経緯	平成18年度に適用期限が5年間延長され、平成22年度まで適用が認められている。								